

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 26 年 12 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	3
届出統計調査の受理	4
2 基幹統計調査の承認	6
特定サービス産業実態調査（平成26年承認）（経済産業省）	6
自動車輸送統計調査（平成26年承認）（国土交通省）	8
内航船舶輸送統計調査（平成26年承認）（国土交通省）	12
3 一般統計調査の承認	14
雇用動向調査（平成26年承認）（厚生労働省）	14
訪日外国人消費動向調査（平成26年承認）（国土交通省）	17
4 届出統計調査の受理	19
(1) 新規	19
採用に関する現況調査（26年届出）（宮崎県）	19
国家財政収入支出調査（平成26年届出）（岩手県）	20
外国人の住民基本台帳人口調査（26年届出）（静岡県）	21
東京都における50歳以上の方の介護・福祉分野での雇用に関する職業能力開発ニーズ調査（平成26年届出）（東京都）	22
次期千葉県地球温暖化防止計画策定に係る基礎調査（平成26年届出）（千葉県）	23
産業財卸売業に関する調査（平成26年届出）（東京都）	24
平成26年 若年女性・人口移動実態調査（平成26年届出）（神戸市）	25
神戸市一般廃棄物処理基本計画改定にかかる市民・事業所アンケート（平成26年届出）（神戸市）	26
コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査（平成26年届出）（北九州市）	27
住まいに関するアンケート調査（平成26年届出）（佐賀県）	29
住宅関連事業者の実態把握に関する調査（平成26年届出）（佐賀県）	30
新潟市若年者等の自立に関するアンケート調査（平成26年届出）（新潟市）	31
地域の少子化の課題に関する調査（平成26年届出）（青森県）	32
消費生活に関する県民調査（平成26年届出）（福井県）	33

仕事と生活の実態及び女性の就労についての意識に関する調査（平成 26 年届出）（神戸市）	34
(2) 変更	35
廃棄物実態調査（平成 26 年届出）（群馬県）	35
高知県工業統計補完調査（平成 26 年届出）（高知県）	36
第 4 回みえ県民意識調査（平成 26 年届出）（三重県）	37
茨城県男女共同参画社会県民意識調査（平成 26 年届出）（茨城県）	38

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法（昭和 22 年法律第 18 号。以下「旧統計法」という。）第 2 条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「新統計法」という。）により廃止された統計報告調整法（昭和 27 年法律第 148 号）の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第 8 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第 24 条第 1 項又は第 25 条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第 2 条第 4 項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階（平成 21 年 4 月 1 日）で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
特定サービス産業 実態調査	経済産業大臣	承認事項の変更 平成 27 年からの調査の実 施に当たり、以下について 変更 母集団情報を「平成 21 年経済 センサス - 基礎調査」から 「経済センサス - 活動調 査」に変更 調査期日及び調査の周期 につ いて、毎年 7 月 1 日現在と し、前回と同様、経済セン サス - 活動調査実施年以 外の年に実施	H26.12.3
自動車輸送統計調査	国土交通大臣	承認事項の変更 平成 27 年 4 月からの調査 の実施に当たり、以下につ いて変更 集計表における「品目 別区分」の細分又は名称 変更 調査票に「政府統計の 統一ロゴタイプ」の表示 等	H26.12.15
内航船舶輸送統計調 査	国土交通大臣	承認事項の変更 平成 27 年 4 月からの調査 の実施に当たり、以下につ いて変更 営業用調査に係る母集 団数を「約 780 事業者」 から「約 530 事業者」に 変更 営業用調査の調査対象 事業者の選定方法につい て、層区分を「44 層区分」 から「17 層区分」に、報 告者数を「約 200 事業者」 から「約 180 事業者」に それぞれ変更 営業用調査結果のう ち、年次の集計事項につ いて、「貨物船用途別、油 種別燃料消費量」を追加	H26.12.15

		営業用調査及び自家用調査の月報及び年報に係る集計事項のうち「品目別区分」を細分又は統合	
--	--	---	--

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H26.12.1	雇用動向調査	厚生労働大臣
H26.12.3	訪日外国人消費動向調査	国土交通大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.12.4	採用に関する現況調査	宮崎県知事
H26.12.10	国家財政収入支出調査	岩手県知事
H26.12.10	外国人の住民基本台帳人口調査	静岡県知事
H26.12.15	東京都における50歳以上の方の介護・福祉分野での雇用に関する職業能力開発ニーズ調査	東京都知事
H26.12.18	次期千葉県地球温暖化防止計画策定に係る基礎調査	千葉県知事
H26.12.19	産業財卸売業に関する調査	東京都知事
H26.12.22	平成26年 若年女性・人口移動実態調査	神戸市長
H26.12.22	神戸市一般廃棄物処理基本計画改定にかかる市民・事業所アンケート	神戸市長
H26.12.22	コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査	北九州市市長
H26.12.25	住まいに関するアンケート調査	佐賀県知事
H26.12.25	住宅関連事業者の実態把握に関する調査	佐賀県知事
H26.12.25	新潟市若年者等の自立に関するアンケート調査	新潟市長
H26.12.26	地域の少子化の課題に関する調査	青森県知事
H26.12.26	消費生活に関する県民調査	福井県知事
H26.12.26	仕事と生活の実態及び女性の就労についての意識に関する調査	神戸市長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(新規)について掲載したものである。

(2) 変 更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H26.12.9	廃棄物実態調査	群馬県知事
H26.12.15	高知県工業統計補完調査	高知県知事
H26.12.24	第4回みえ県民意識調査	三重県知事
H26.12.26	茨城県男女共同参画社会県民意識調査	茨城県知事

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理(変更)について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 特定サービス産業実態調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年12月3日

【実施機関】 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

【目的】 本調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和48年に「昭和48年特定サービス業実態調査」の名称で実施され、対象業種は、毎年調査業種（物品賃貸業、情報サービス業、広告業）と年次別にローテーションする業種（知識関連産業、余暇関連産業、公害関連産業）によって構成されていたが、昭和54年からはさらに行政上必要な業種を追加していくこととし、調査の名称も「特定サービス産業実態調査」に改められた。また、平成3年から平成11年までは、1．毎年調査業種（5業種）、2．周期調査業種（3年周期で10業種）、3．選択調査業種（毎年1から2業種）のパターンにより実施され、平成12年からは、調査業種を「ビジネス支援産業」、「娯楽関連産業」及び「教養・生活関連産業」の3つのカテゴリーに分割し、各カテゴリーを原則として、3年に1回調査を行うこととした。平成18年には、1．母集団情報を従来の業界団体名簿から事業所・企業統計調査名簿に変更するとともに、調査対象業種の分類区分を日本標準産業分類の小分類レベルに統一する、2．調査周期については、従来一部業種を除き3年周期であったものをすべての業種について毎年調査する、3．平成18年調査はビジネス支援産業の7業種を対象とする等の改正が行われ、実施された。平成18年調査における改正の基本的な考え方に即し、平成19年には4業種を、平成20年には10業種、平成21年には7業種を調査対象業種に追加するよう改正が行われた。（計28業種）さらに、平成22年には、調査方法としてオンライン調査が追加された。平成23年及び24年調査は、経済センサス - 活動調査の実施に伴い、調査を中止することとなった。

【調査の構成】

【公表】 インターネット及び定期刊行物（調査期日から1年以内）

【備考】 今回は、報告を求める者、調査期日、調査の周期の変更である。

【調査票名】 特定サービス産業実態調査 調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）事業所・企業（属性）日本標準産業分類の小分類に掲げる「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業」、「クレジットカード業」、「割賦金融業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、

「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」、「デザイン業」、「広告業」、「機械設計業」、「計量証明業」、「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場、興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「機械修理業」、「電気機械器具修理業」に属する事業所又は企業（抽出枠）経済センサス - 活動調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）55,000 / 290,000（配布）郵送、オンライン（収集）郵送、オンライン（記入）自計（把握時）毎年7月1日現在。ただし、経済センサス - 活動調査実施年は、本調査を実施しない。なお、年間実績を把握する事項については、調査実施年の前年1月1日～12月31日までの1年間によって行う。（系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者 オンラインによる報告が可能

【周期・期日】（周期）1年。（経済センサス - 活動調査実施年は、本調査を実施しない。）（実施期日）調査事業所及び調査企業：調査実施年の7月31日、一括調査企業：調査実施年の8月15日

【調査事項】 1.事業所名及び所在地、2.企業名及び所在地、3.本社の所在地、4.経営組織及び資本金額又は出資金額、5.本支社別、6.事業の形態、7.会社系統、8.年間売上高、9.年間契約高及び契約件数、10.年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、11.入場者数、12.会員数、13.受講生数、14.加盟店数、15.施設、16.従業者数

【調査名】 自動車輸送統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年12月15日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課交通経済統計調査室

【目的】 本調査は、自動車輸送統計（自動車による貨物及び人の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、我が国の経済政策及び交通政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく道路運送調査規則（昭和27年運輸省建設省令第1号）により、自動車の使用者は、「自動車輸送実績報告書」として自動車による旅客又は貨物の輸送状況を所管の運輸省に提出することとされており、これを基に輸送統計が作成されていたが、自動車の激増等により輸送状況をより迅速かつ正確に把握するため、昭和35年4月から統計法に基づく指定統計第99号を作成するための調査として自動車輸送統計調査が開始された。その後、昭和39年に営業用バス全数調査及び路線トラック調査の追加、昭和62年に軽自動車を調査対象に追加する等の変更を行った。また、特別積合せトラック調査については、規制緩和（営業区域規制の廃止）に伴い、平成17年度以降休止した。平成22年10月から、地方支分部局経由の調査員調査から本省直轄の郵送調査への変更を行うとともに、事業用貨物自動車について、車両単位から事業所単位の層化抽出に変更などを行った。

【調査の構成】 1 - 第1号様式の1 2 - 第1号様式の2 3 - 第2号様式 4 - 第3号様式 5 - 第3号様式の2 6 - 第3号様式の3 7 - 第3号様式の4 8 - 第3号様式

【公表】 インターネット、「自動車輸送統計月報」（調査月経過後2か月以内）、「自動車輸送統計年報」（調査年度経過後6か月以内）

【備考】 今回は、平成27年度以降に実施する本調査について、集計表における品目別区分等の変更をするものである。

【調査票名】 1 - 第1号様式

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）【事業所及び貨物自動車】 貨物自動車運送事業を営む事業所に保有されている事業用自動車（抽出枠）
自動車運送事業者情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/150,000 （配布）
郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施月の1か月間（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）1か月間 提出期限：調査期間満了の15日後

【調査事項】 1. 事業所の保有車両数、2. 事業所の輸送量の合計、3. 事業所の品目

別輸送量、4．前各号に関連する事項

【調査票名】 2 - 第1号様式の2

【調査対象】 (地域)全国 (単位)自動車 (属性)【事業所及び貨物自動車】 貨物自動車運送事業を営む事業所に保有されている事業用自動車 (抽出枠) 第1号様式の1で選定した事業所が保有する車種別(普通貨物自動車、小型貨物自動車、特種用途自動車及び軽貨物自動車)にそれぞれ自動車登録番号の小さいものから2台選定する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/150,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)国土交通大臣が指定する7日間 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)7日間 提出期限:調査期間満了の15日後

【調査事項】 1.自動車の種類、2.主な用途、3.最大積載量又は乗車定員、4.輸送回数、5.輸送区間、6.走行距離、7.輸送貨物の重量又は輸送人員、8.輸送貨物の品目、9.休車日数、10.事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類、11.前各号に関連する事項

【調査票名】 3 - 第2号様式

【調査対象】 (地域)全国 (単位)自動車 (属性)【貨物自動車】 自家用自動車 (登録自動車のうち貨物自動車に限る。) (抽出枠)自動車登録ファイルに基づく車両単位による層化抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)9,700/6,370,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)国土交通大臣が指定する7日間 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)7日間 提出期限:調査期間満了の15日後

【調査事項】 1.自動車の種類、2.主な用途、3.最大積載量又は乗車定員、4.輸送回数、5.輸送区間、6.走行距離、7.輸送貨物の重量又は輸送人員、8.輸送貨物の品目、9.休車日数、10.事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類、11.前各号に関連する事項

【調査票名】 4 - 第3号様式

【調査対象】 (地域)全国 (単位)自動車 (属性)【旅客自動車】 1.一般乗合旅客自動車運送事業、2.一般貸切旅客自動車運送事業、3.特定旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車 (抽出枠)自動車登録ファイルに基づく車両単位による地域別層化抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)250/110,000 (配布)郵送

(取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 国土交通大臣が指定する 3 日間 (系統) 国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 3 日間 提出期限 : 調査期間満了の 15 日後

【調査事項】 1 . 自動車の種類、 2 . 主な用途、 3 . 最大積載量又は乗車定員、 4 . 輸送回数、 5 . 輸送区間、 6 . 走行距離、 7 . 輸送貨物の重量又は輸送人員、 8 . 輸送貨物の品目、 9 . 休車日数、 10 . 事業の用に供される自動車であるときは、その事業の種類、 11 . 前各号に関連する事項

【調査票名】 5 - 第 3 号様式の 2

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 【事業所】 一般乗合旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員 11 人以上の事業用自動車 (抽出枠) 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営むすべての事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 800 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施月の 1 か月間 (系統) 国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 1 か月間 提出期限 : 調査期間満了の 15 日後

【調査事項】 1 . 輸送人員、 2 . 走行距離、 3 . 運行回数、 4 . 保有車両数、 5 . 前各号に関連する事項

【調査票名】 6 - 第 3 号様式の 3

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 【事業所】 一般貸切旅客自動車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員 11 人以上の事業用自動車 (抽出枠) 道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営むすべての事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 3,200 (配布) 郵送・オンライン (取集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施月の 1 か月間 (系統) 国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 月 (実施期日) 1 か月間 提出期限 : 調査期間満了の 15 日後

【調査事項】 1 . 輸送人員、 2 . 走行距離、 3 . 運行回数、 4 . 保有車両数、 5 . 前各号に関連する事項

【調査票名】 7 - 第 3 号様式の 4

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 【事業所】 特定旅客自動車運

送事業を営む事業所に保有されている乗車定員11人以上の事業用自動車
(抽出枠)道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する特定旅客自
動車運送事業を営むすべての事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)100 (配布)郵送・オンライン (収集)
郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)調査実施月の1か月間 (系
統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)1か月間 提出期限:調査期間満了の15日
後

【調査事項】 1.輸送人員、2.走行距離、3.運行回数、4.保有車両数、5.前各
号に関連する事項

【調査票名】 8 - 第4号様式

【調査対象】 (地域)全国 (単位)自動車 (属性)【旅客自動車】 1.一般乗合
旅客自動車運送事業、2.一般貸切旅客自動車運送事業、3.特定旅客自動
車運送事業を営む事業所に保有されている乗車定員10人以下の事業用自
動車 (抽出枠)自動車登録ファイル等に基づく車両単位による地域別層化
抽出

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)500/270,000 (配布)郵送
(収集)郵送 (記入)自計 (把握時)国土交通大臣が指定する3日間 (系
統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)3日間 提出期限:調査期間満了の15日後

【調査事項】 1.乗車定員、2.輸送回数、3.輸送区間、4.走行距離、5.輸送人
員、6.休車日数、7.前各号に関連する事項

【調査名】 内航船舶輸送統計調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年12月15日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策本部情報政策課交通経済統計調査室

【目的】 本調査は、内航船舶輸送統計（船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成し、わが国の交通政策及び経済政策を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 内航貨物輸送に関する統計は、従来、海上運送法（昭和24年6月法律第187号）、小型船海運業法（昭和27年5月法律第151号）の報告徴集の規定に基づき業務報告により運輸省海運局において作成されてきたが、物資の地域間流動状況の把握等の点からみて不十分な点があったので、昭和38年3月にこれらの統計が整備され、指定統計第103号「内航船舶輸送統計調査」として実施された。以後、昭和49年3月に小型船の申告義務者も運送業者とする等の改正が行われたほか、昭和56年2月に燃料消費量等の把握を行うための燃料消費量等の改正が行われた。

【調査の構成】 1 - 内航船舶輸送実績調査票 2 - 自家用船舶輸送実績調査票

【公表】 インターネット及び印刷物 「内航船舶輸送統計月報」（調査月終了後2か月以内）「内航船舶輸送統計年報」（調査月終了後3か月以内）

【備考】 今回は、平成27年度以降に実施する本調査について、報告を求める者及び集計事項を変更するものである。

【調査票名】 1 - 内航船舶輸送実績調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）内航海運業法（昭和27年法律第151号）に規定する内航運送をする事業を営む者のうち、総トン数20トン以上の船舶による輸送を行う者。（抽出枠）内航船舶輸送統計母集団調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）180 / 530 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン・その他（FAX） （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）調査月の翌月7日

【調査事項】 1 . 船舶の属性及び用途、2 . 輸送した区間及び距離、3 . 貨物形態、4 . 輸送した貨物の品名、5 . 輸送した貨物の重量、6 . 航海距離、7 . 燃料の種類及び消費量、8 . 前各号に関連する事項

【調査票名】 2 - 自家用船舶輸送実績調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）内航海運業法に規定する自家用船舶による内航運送を行う者のうち、総トン数100トン以上の船舶による輸

送を行う者。（抽出枠）内航船舶輸送統計母集団調査

【調査方法】（選定）全数（客体数）150（配布）郵送・オンライン（収集）
郵送・オンライン・その他（FAX）（記入）自計（把握時）調査実施
年度の前年度の1年間（4～3月）（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報
告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）毎年4月末日

【調査事項】1．船舶の属性及び用途、2．輸送した区間及び距離、3．貨物形態、4．
輸送した貨物の品名、5．輸送した貨物の重量、6．航海距離、7．燃料の
種類及び消費量、8．前各号に関連する事項

一般統計調査の承認

【調査名】 雇用動向調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年12月1日

【実施機関】 厚生労働省 大臣官房統計情報部 雇用・賃金福祉統計課

【目的】 本調査は、主要産業における入職、離職と未充足求人の状況並びに入職者、離職者について個人別に属性、入職・離職に関する事情等を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 昭和39年以降、年度内2回（上半期（7月） 下半期（1月））調査実施している。平成25年に、従前の労働局を通じた調査員調査が本省からの郵送調査に変更された。

【調査の構成】 1 - 事業所票 様式1号（上半期） 2 - 事業所票 様式2号（下半期）
3 - 入職者票 様式3号 4 - 離職者票 様式4号

【公表】 インターネット（e-Stat）及び印刷物 「調査結果の概況」（上半期結果：調査実施年の12月、下半期結果及び調査年結果：調査実施翌年の8月）
「調査結果報告書」（調査実施翌々年の2月）及びホームページにて公表

【備考】 平成27年の調査から実施する。

【調査票名】 1 - 事業所票 様式1号（上半期）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に基づく16大産業、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（ただし、外国公務を除く。）」に属する常用労働者5人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）15,000 / 1,860,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年1月～6月（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）調査実施年の6月20日～7月12日

【調査事項】 1. 事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数、2. 性、雇用形態、就業形態別常用労働者及び出向者の異動状況、3. 性、年齢階級及び就業形態別常用労働者数、4. 職業、就業形態別常用労働者数及び未充足求人数

【調査票名】 2 - 事業所票 様式2号 (下半期)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に基づく16大産業、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)(ただし、外国公務を除く。）」に属する常用労働者5人以上の事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)15,000/1,860,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年7月~12月 (系統)厚生労働省-報告者

【周期・期日】 (周期)半年 (実施期日)調査実施年の12月11日~調査実施翌年の1月14日

【調査事項】 1.事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数、2.性、雇用形態、就業形態別常用労働者及び出向者の異動状況

【調査票名】 3 - 入職者票 様式3号

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)日本標準産業分類に基づく16大産業、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)(ただし、外国公務を除く。）」に属する常用労働者5人以上の事業所 (抽出枠)事業所母集団データベース(平成25年次フレーム)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)115,000/749,000 68,000/7,490,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)上半期調査:毎年1月~6月、下半期調査:毎年7月~12月 (系統)配布:厚生労働省-民間事業者-事業所調査対象事業所-報告者、回収:報告者-厚生労働省

【周期・期日】 (周期)半年 (実施期日)上半期調査:調査実施年の7月9日~8月26日 下半期調査:調査実施翌年の1月8日~2月26日

【調査事項】 1. 属性に関する事項（性、年齢、学歴及び卒業した年）、2. 入職に関する事項（求職活動でのインターネットの利用の有無、入職経路、就業形態、職業、前職の有無、入職前の勤め先の所在地又は入職前の居住地及び在籍の有無）、3. 前職に関する事項（産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、前の勤め先を辞めた理由、現在の勤め先を選んだ理由及び転職による賃金変動状況）

【調査票名】 4 - 離職者票 様式4号

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）日本標準産業分類に基づく16大産業、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（ただし、その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（ただし、外国公務を除く。）」に属する常用労働者5人以上の事業所（抽出枠）事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）94,000 / 7180000 66000 / 7,180,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）上半期調査：毎年1月～6月、下半期調査：毎年7月～12月 （系統）配布：厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者、回収：報告者 - 厚生労働省

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）上半期調査：調査実施年の7月9日～8月26日 下半期調査：調査実施翌年の1月8日～2月26日

【調査事項】 1. 属性に関する事項（性、年齢、学歴及び卒業した年）、2. 離職直前の雇用状況に関する事項（就業形態、職業、勤続期間及び離職理由）

【調査名】 訪日外国人消費動向調査（平成26年承認）

【承認年月日】 平成26年12月3日

【実施機関】 国土交通省観光庁観光戦略課調査室

【目的】 本調査は、訪日外国人旅行者の消費動向を明らかにし、外国人観光客誘致に関する施策の企画立案、評価等のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 平成22年度から調査を開始した。

【調査の構成】 1 - 訪日外国人消費動向調査（A調査票） 2 - 訪日外国人消費動向調査（B調査票）

【公表】 印刷物、インターネット及びe - s t a t（四半期報告：調査実施終了月の翌月末日 年間報告：対象期間（対象年）の翌年3月末）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲及び調査事項の一部を変更のほか補正調査を追加した。

【調査票名】 1 - 訪日外国人消費動向調査（A調査票）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）日本（新千歳空港、函館空港、仙台空港、新潟空港、東京国際空港、成田国際空港、富士山静岡空港、中部国際空港、小松空港、関西国際空港、広島空港、高松空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港、関門港（下関）、博多港、厳原港）から出国する訪日外国人（日本に入国しないトランジット（通過）客、乗員、1年以上の滞在者、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者は除く）（抽出枠）
訪日外客数上位3カ国・地域（韓国・台湾・中国）の「旅行総支出」：標準誤差率（以下省略）3.0%以内 年間20万人以上の重点市場（香港・米国・タイ・オーストラリア）の「旅行総支出」：5.0%以内 年間20万人未満の重点市場（シンガポール・マレーシア・インドネシア・英国・ドイツ・フランス・カナダ）の「旅行総支出」：7.5%以内 平成27年度追加重点市場（フィリピン・ベトナム・インド・イタリア・スペイン・ロシア）及び「その他」の「旅行総支出」：10.0%以内 韓国・台湾・中国の「買物代」：5.0%以内

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）9,710/3,130,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）毎四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）ごとの調査日現在（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）四半期ごとに約3か月（第1四半期：1月から3月、第2四半期：4月から6月、第3四半期：7月から9月、第4四半期：10月から12月）

【調査事項】 入国日、在留資格、国籍・地域、居住地、性別、年齢、入国港、日本への

来訪回数、同行者の種類、日本訪問の主な目的、訪問地名とその支出金額、泊数及び宿泊施設の種類、旅行手配方法、旅行手配申込方法、旅行申込時期、ツアー価格、個別手配者の往復航空（船舶）料金、日本滞在中の費目別支出額（総額）、買物場所、利用した金融機関及び決済方法、日本の消費税免税手続の利用状況、年収

【調査票名】 2 - 訪日外国人消費動向調査（B調査票）

【調査対象】（地域）全国（単位）個人（属性）日本（成田国際空港、関西国際空港）から出国する訪日外国人（日本に入国しないトランジット（通過）客、乗員、1年以上の滞在者、永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者、定住者は除く）（抽出枠）ラウンジ利用率30%（想定）で、ラウンジ利用率の母比率に対する誤差の許容限度2.0%として、サンプル抽出数を設定する。

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）2,020/3,130,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）ごとの調査日現在（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）四半期ごとに約3か月（第1四半期：1月から3月、第2四半期：4月から6月、第3四半期：7月から9月、第4四半期：10月から12月）

【調査事項】 入国日、国籍・地域、ラウンジ利用の有無

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 採用に関する現況調査（26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月4日

【実施機関】 宮崎県商工観光労働部労働政策課地域雇用対策室

【目的】 本調査は、前年度1年間の宮崎県内事業所の採用におけるU I ターン者の採用実態を把握し、今後のU I ターン就職支援施策に活かすための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 採用に関する現況調査票

【調査票名】 1 - 採用に関する現況調査票

【調査対象】 (地域)宮崎県全域 (単位)事業所 (属性)県内に所在する事業所、宮崎県及び県内市町村 (抽出枠)1.雇用保険適用事業所台帳のなかから被保険者数100人以上の事業所を抽出、2.宮崎県及び県内に所在する全ての市町村を選定

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)460/20,500 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)前年度1年間(一部の項目については、調査票記載時点) (系統)宮崎県一報告者

【周期・期日】 (周期)1年 (実施期日)平成26年11月～12月(平成27年以降は毎年5月～6月に実施)

【調査事項】 各事業所の前年度における採用状況、採用者の新卒・既卒の別、年齢、採用前居住地、卒業高等学校所在地、翌年度の採用計画

【調査名】 国家財政収入支出調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月10日

【実施機関】 岩手県政策地域部調査統計課

【目的】 本調査は、岩手県内の官公庁等の経済活動の実態を把握し、県民経済計算推計の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 国家財政収入支出調査票

【調査票名】 1 - 国家財政収入支出調査票

【調査対象】 （地域）県内全域及び各都道府県内（単位）（属性）岩手県内に所在、または岩手県を管轄する国及び地方公共団体の官公庁並びに政府関係機関等（抽出枠）国家財政収入支出調査対象名簿

【調査方法】 （選定）全数（客体数）230（配布）郵送・オンライン（取集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）調査実施年度の前年度1年間の実績（系統）岩手県 - 報告者

【周期・期日】（周期）1年（実施期日）1月～2月末

【調査事項】 1. 機関等の概要、2. 建物延面積等、3. 歳入、4. 歳出、5. 歳入・歳出の明細表、6. 自衛隊の現物給与を受けた職員数(防衛省関係のみ記入)等

【調査名】 外国人の住民基本台帳人口調査（26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月10日

【実施機関】 静岡県企画広報部地域外交局多文化共生課

【目的】 本調査は、県内各市町に居住する外国人住民数を把握し、多文化共生推進施策を進める上での参考とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 外国人の住民基本台帳人口調査票

【調査票名】 1 - 外国人の住民基本台帳人口調査票

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位） （属性）県内全市町 （抽出枠）市町住民基本台帳

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）35市町 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）毎年12月31日現在 （系統）県 - 市町

【周期・期日】 （周期）1年 （実施期日）毎年12月20日～1月20日

【調査事項】 住民基本台帳に記載されている外国人の住民数及び国籍

【調査名】 東京都における50歳以上の方の介護・福祉分野での雇用に関する
職業能力開発ニーズ調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月15日

【実施機関】 東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課

【目的】 本調査は、東京都内の企業における50歳以上の方の介護・福祉分野での雇用について調査し、企業ニーズを反映させた職業訓練科目を開発するための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 東京都における50歳以上の方の介護・福祉分野での雇用に関する
職業能力開発ニーズ調査 調査票

【調査票名】 1 - 東京都における50歳以上の方の介護・福祉分野での雇用に関する職
業能力開発ニーズ調査 調査票

【調査対象】（地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）企業（属性）介護・
福祉関連サービス業 個人経営、会社企業（外国の会社を除く）、法人
個人経営の本所・独立事業所及び会社企業の単独事業所、並びに会社企業の本所（抽出枠）厚生労働省東京労働局提供の求人事業所名簿及び東京都福祉保健局作成介護保険施設等の名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,000/6,000（配布）郵送
（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成27年1月1日現在（系統）
東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年2月3日～2月18日

【調査事項】 1．回答者の属性（企業規模、業務内容、所在地域等）、2．採用（計画、実績等）、3．従業員の現状、4．行政への要望

【調査名】 次期千葉県地球温暖化防止計画策定に係る基礎調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月18日

【実施機関】 千葉県環境生活部環境政策課

【目的】 本調査は、千葉県における主要業種について現行の千葉県地球温暖化防止計画の点検を行うとともに、次期計画策定に向けて今後の施策展開の方向性を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 次期千葉県地球温暖化防止計画策定に係る基礎調査票

【調査票名】 1 - 次期千葉県地球温暖化防止計画策定に係る基礎調査票

【調査対象】 （地域）県内全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類A農業からS公務に属する事業所 （抽出枠）平成24年経済センサス - 活動調査の事業者名簿から、産業中分類別に従業者数10人未満を除いた事業者を有意抽出で選定する。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,000 / 200,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成25年4月1日から平成26年3月31日まで （系統）都道府県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年1月下旬～平成27年2月下旬

【調査事項】 所在地、業種、従業員数、建屋の形態、事業所のエネルギー使用量、車両保有状況、排出量と密接に関係する量（製品出荷額等、生産量等、建築面積、売上高等、延べ床面積）、代替フロン等ガス使用量、回収量、省エネルギー設備や機器の導入状況、省エネルギーに関する行動の取組状況

【調査名】 産業財卸売業に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月19日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 本調査は、都内産業財卸売業の現状や課題を整理すると共に、経営者がどのような展望をもっているかを把握し、今後の支援事業立案の基礎資料として活用することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 産業財卸売業に関する調査票

【調査票名】 1 - 産業財卸売業に関する調査票

【調査対象】 （地域）東京都 （単位）事業所 （属性）卸売業：常用雇用者100人以下又は資本金1億円以下 （抽出枠）事業所母集団データベース平成25年次フレーム（更新）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,500 / 17,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年2月1日時点 （系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年2月上旬～平成27年2月下旬

【調査事項】 1．企業概要（企業名、住所、経営者の年齢、従業者数等）、2．経営実態（財務状況、仕入活動、販売活動等）、3．環境認識と経営課題（環境認識、経営課題、経営戦略等）

【調査名】 平成26年 若年女性・人口移動実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月22日

【実施機関】 神戸市環境局資源循環政策課

【目的】 本調査は、人口再生産力となり得る若年女性の転入及び転出に係る理由等の調査を通じて、その人口動態を分析し、今後の市の成長戦略の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成26年 若年女性・人口移動実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 平成26年 若年女性・人口移動実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成26年3、4月に神戸市に移動の届出を提出した20～39歳の日本人女性（区内移動を除く）（抽出枠）住民基本台帳より、市外転出・市外転入についてはそれぞれ3000人無作為抽出する。市内移動者については全数（1500人）対象とする。

【調査方法】 （選定）無作為抽出・全数 （客体数）7,500 / 9,700 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年1月 （系統）神戸市、神戸学院大学伊藤研究室 - 対象者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年1月23日（金）

【調査事項】 移動者の性別・年齢、移動理由、勤務状況、転居前後の住宅や生活環境に対する評価 等

【調査名】 神戸市一般廃棄物処理基本計画改定にかかる市民・事業所アンケート（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月22日

【実施機関】 神戸市環境局資源循環政策課

【目的】 本調査は、神戸市一般廃棄物処理基本計画改定の基礎調査のために実施するものである。

【調査の構成】 1 - 神戸市一般廃棄物処理基本計画改定にかかる市民・事業所アンケート票

【調査票名】 1 - 神戸市一般廃棄物処理基本計画改定にかかる市民・事業所アンケート票

【調査対象】 （地域）市内全域 （単位）世帯、事業所 （属性）1 - 市民：普通世帯、
2 - 事業者：普通事業者（抽出枠）1 - 市民：年齢階層ごとに無作為抽出、
2 - 事業者：従業員数階層ごとに無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）1 - 市民：2000 / 695000、2
- 事業者：1500 / 70,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）平成27年1月（系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】（周期）概ね5年に1度（実施期日）平成27年3月12日（予定）

【調査事項】 1 - 市民：家庭系ごみの分別・リサイクルの実施状況等、2 - 事業者：事業系ごみの分別・リサイクルの実施状況等

【調査名】 コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査(平成26年届出)

【受理年月日】 平成26年12月22日

【実施機関】 北九州市建設局道路部道路維持課

【目的】 本調査は、シティバイクのサイクルステーション増設の検討を行うにあたり、市民のニーズを確認するため、アンケート調査を行うことを目的とする。

【調査の構成】 1 - コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査 (会員用) 2 - コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査 (住民用) コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査 (企業用)

【調査票名】 1 - コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査 (会員用)

【調査対象】 (地域)北九州市小倉北区都心地区、八幡東区東田地区のコミュニティサイクル実施地区周辺 (単位)個人 (属性)現在のシティバイクの会員 (抽出枠)コミュニティサイクルの個人会員及び法人会員

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)752 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在(平成27年1月15日~平成27年1月30日) (系統)北九州市 民間事業者 報告者

【周期・期日】 (周期)不定期(原則2年) (実施期日)平成27年1月15日~平成27年1月30日

【調査事項】 1.月あたりのシティバイク利用回数、2.1日あたりのシティバイク利用時間、3.シティバイクの主な利用目的

【調査票名】 2 - コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査 (住民用)

【調査対象】 (地域)北九州市小倉北区都心地区、八幡東区東田地区のコミュニティサイクル実施地区周辺 (単位)住民 (属性)15歳~65歳までの住民 (抽出枠)住民基本台帳により15歳~65歳までの住民を無作為に抽出する。

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/17,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査日現在(平成27年1月15日~平成27年1月30日) (系統)北九州市 民間事業者 報告者

【周期・期日】 (周期)不定期(原則2年) (実施期日)平成27年1月15日~平成27年1月30日

【調査事項】 1.月あたりのシティバイク利用回数、2.1日あたりのシティバイク利用時間、3.シティバイクの主な利用目的

【調査票名】 3 - コミュニティサイクル「シティバイク」に関するアンケート調査（企業用）

【調査対象】（地域）北九州市小倉北区都心地区、八幡東区東田地区のコミュニティサイクル実施地区周辺（単位）企業（属性）資本金1000万円以上、従業員数30名以上の企業（抽出枠）民間事業所が保有する「企業データベース」の情報により従業員30名以上、資本金1000万円以上の企業を無作為に抽出する。

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）150/2,916（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査日現在（平成27年1月15日～平成27年1月30日）（系統）北九州市 民間事業者 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（原則2年）（実施期日）平成27年1月15日～平成27年1月30日

【調査事項】 1. 月あたりのシティバイク利用回数、2. 1日あたりのシティバイク利用時間、3. シティバイクの主な利用目的

【調査名】 住まいに関するアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月25日

【実施機関】 佐賀県建築住宅課

【目的】 本調査は、県民の住まいに関する実状や意向等を把握し、今後の住宅施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住まいに関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 住まいに関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）佐賀県全域（単位）（属性）県内に居住している世帯主（抽出枠）各市町の選挙人名簿の情報をうい、その中から単純無作為抽出法により抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）6,000/304,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年12月25日（系統）佐賀県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成26年12月25日～平成27年1月9日（予定）

【調査事項】 年齢、世帯構成、住まいの状況、住まいの周辺環境、住まいのリフォーム（住まいのバリアフリー化、住まいの省エネ化、住まいの耐震化）、中古住宅購入の意向等

【調査名】 住宅関連事業者の実態把握に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月25日

【実施機関】 佐賀県建築住宅課

【目的】 本調査は、県内住宅関連事業者の工事の実績や意向等を把握し、今後の住宅施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 住宅関連事業者の実態把握に関する調査票

【調査票名】 1 - 住宅関連事業者の実態把握に関する調査票

【調査対象】 （地域）佐賀県全域 （単位） （属性）県内の住宅関連事業者 （抽出
枠）電話帳の情報をうい、その中から有意抽出法により抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,350 / 2,330 （配布）郵送 （取
集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年1月5日 （系統）佐賀県
- 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り （実施期日）平成27年1月5日～平成27年1月
31日

【調査事項】 本店所在地、業種、工事の受注件数、リフォーム工事について、バリアフ
リー化改修工事について、耐震化改修工事について、空き家の活用について、
県産木材について等

【調査名】 新潟市若年者等の自立に関するアンケート調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月25日

【実施機関】 新潟市 福祉部 福祉総務課

【目的】 本調査は、ひきこもりに関する住民の実態や意向を把握し、ひきこもりに関する施策の検討、充実を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 新潟市若年者等の自立に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 新潟市若年者等の自立に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）新潟市全域 （単位）個人 （属性）20歳以上65歳未満の市民（抽出枠）住民基本台帳の情報をうい、区域（8行政区）ごとに無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/494,000 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）新潟市 民間事業者 報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り（実施期日）平成27年1月26日～2月10日

【調査事項】 1.本人の属性（性別、居住区、年齢、家族構成、住居の形態、就業状況、家計の状況）、2.就労についての考え、3.ひきこもりの認知状況、4.ひきこもりの状態にあてはまるか、5.ひきこもりの状態になってからの期間、6.ひきこもりの方の年代、7.相談支援機関やサービスの認知度、利用状況、8.家族や地域との関わりの状況、9.本人のコミュニケーションの状況、10.ひきこもりに関する課題や新潟市の取り組みについての意見

【調査名】 地域の少子化の課題に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月26日

【実施機関】 青森県健康福祉部こどもみらい課

【目的】 本調査は、県民の結婚や子育てに関する意識やニーズ等を把握し、地域の特性に応じて、それぞれの地域課題に対応した有効な少子化対策を講じていくための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 地域の少子化の課題に関する調査票

【調査票名】 1 - 地域の少子化の課題に関する調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位） （属性）16歳未満の子どもの保護者、20歳から39歳までの者、50歳から69歳までの者（抽出枠）住民基本台帳の情報をを用い、市町村ごとに地域を選んだ上で、当該地域内に所在する者を無作為抽出する層化二段抽出により選定する。

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2000人/843494人（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成26年12月15日（系統）青森県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（実施期日）平成26年12月15日～平成27年1月10日

【調査事項】 1．家族の状況、2．交際・結婚に関する実態、3．妊娠・出産に関する実態、4．子育てや子育て環境等に関する実態、5．仕事の状況等

【調査名】 消費生活に関する県民調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月26日

【実施機関】 福井県安全環境部県民安全課

【目的】 本調査は、消費生活に関する県民の意識や要望を把握し、消費生活の安定と効果的な施策の推進を図るとともに、平成27年度に策定する福井県消費者教育基本計画の参考資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 消費生活に関する県民調査票

【調査票名】 1 - 消費生活に関する県民調査票

【調査対象】 （地域）福井県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の福井県民（抽出枠）市町別に住民基本台帳から層化無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000/640,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施日現在 （系統）県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年1月下旬～平成27年2月上旬

【調査事項】 1.消費者問題への関心について、2.消費生活上のトラブルに関する経験について、3.消費生活に関する情報について、4.消費者教育・啓発について、5.消費者問題に対する行政の取組みについて

【調査名】 仕事と生活の実態及び女性の就労についての意識に関する調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月26日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局市民生活部男女共同参画課

【目的】 本調査は、女性が働き続けるための障壁となっている理由について実態の把握に努めることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 仕事と生活の実態及び女性の就労についての意識に関する調査票

【調査票名】 1 - 仕事と生活の実態及び女性の就労についての意識に関する調査票

【調査対象】 （地域）神戸市内 （単位）個人 （属性）委託業者に登録しているモニター及び市政アドバイザーの中でメールアドレスを登録している者（抽出枠）委託業者に登録しているモニター及び市政アドバイザーの中でメールアドレスを登録している者

【調査方法】 （選定）市政アドバイザー：全数 登録モニター：無作為抽出（客体数）4000（登録モニター2500、市政アドバイザー約1500）（配布）オンライン（収集）オンライン（記入）自計（把握時）平成26年12月26日予定（登録モニター）平成27年1月15日予定（市政アドバイザー）（系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）1回限り（実施期日）平成27年1月5日予定（登録モニター）平成27年1月29日予定（市政アドバイザー）

【調査事項】 1．基本属性、2．本人の就労の実態、3．配偶者の就労の実態、4．子育ての実態、5．その他生活の実態、6．女性の就労・活躍に関する意識、7．神戸市の施策に関する意識

(2) 変更

【調査名】 廃棄物実態調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月9日

【実施機関】 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

【目的】 本調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に規定されている廃棄物処理計画を策定するために、県内の廃棄物の発生、処理、処分等の状況を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 廃棄物実態調査票

【備考】 今回は、事業系一般廃棄物を調査対象廃棄物に追加したことによる、名称、目的 他の変更である

【調査票名】 1 - 廃棄物実態調査票

【調査対象】 （地域）群馬県全域 （単位）事業所 （属性）廃棄物排出事業者 （抽出枠）事業所母集団データベースの情報をうい、産業分類が農業を除く産業に属する民営事業所のうち、従業者規模30人以上の事業所を全数抽出、30人未満の事業所を5～20%無作為抽出、建設業については資本金規模3千万円以上の事業所を全数抽出、3千万円未満の事業所を10%無作為抽出

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）5,000 / 45,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）25年度 （系統）群馬県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）27年2月末日

【調査事項】 廃棄物の発生、処理、処分等の状況

【調査名】 高知県工業統計補完調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月15日

【実施機関】 高知県総務部統計課

【目的】 本調査は、高知県内における従業者数3人以下の製造業を営む事業所の活動状況を把握し、産業振興対策等の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 高知県工業統計補完調査票

【備考】 今回は、報告を求める者、報告を求める基準となる期日又は期間、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 高知県工業統計補完調査票

【調査対象】 （地域）高知県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類E - 製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）のうち、従業者数3人以下の事業所（抽出枠）利用することができる直近年の工業調査準備調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,200 （配布）調査員 （収集）調査員（記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の12月31日現在（一部の項目については、調査実施年の前年の1月1日～12月31日までの1年間）（系統）高知県 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）経済センサスの実施年以外 （実施期日）経済センサスの実施年以外9月～11月

【調査事項】 1. 事業所の名称、所在地、電話番号、2. 従業者数、3. 開設時期、4. 原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造関連外注費、転売した商品の合計金額、5. 品目別製造品出荷額、6. 加工賃収入額、7. その他収入額（事業外収入を除く。）

【調査名】 第4回みえ県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月24日

【実施機関】 三重県戦略企画部戦略企画総務課

【目的】 本調査は、平成24年度からのおおむね10年先を見据えた戦略計画「みえ県民力ビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一の三重』」を基本理念として掲げ、新しい三重づくりに取り組んでおり、県政運営の参考とするため、県民の幸福実感等を把握することを目的とする。なお、三重県では政策分野ごとに16の「幸福実感指標」を設定し、その推移を把握することで、「みえ県民力ビジョン」行動計画全体の進行管理に努めることとしており、当該調査では「幸福実感指標」に基づく質問（地域や社会の状況についての実感）を盛り込み、毎年調査することとしている。

【調査の構成】 1 - 第4回みえ県民意識調査 調査票

【備考】 今回の変更は、報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間、報告を求めのために用いる方法、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 第4回みえ県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）個人 （属性）三重県内にお住まいの20歳以上の男女 （抽出枠）各市町の選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000 / 1,494,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）回答時点（調査期間：平成27年1月22日～平成27年2月19日）（系統）三重県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年1回 （実施期日）平成27年1月22日～平成27年2月19日

【調査事項】 1. 幸福感（幸福感を判断する際に重視した事項） 2. 家族や地域活動（家族の状況、要介護者の有無、子どもの数・年齢・在学の状況、地域活動への参加状況） 3. 仕事や収入（職業、個人収入） 4. 地域の状況（親の世帯から離れて暮らした経験と理由、引っ越しの経験と理由、近隣における公共施設等の状況） 5. 基本属性（性別、年齢、配偶関係、学歴、世帯収入、居住地域）

【調査名】 茨城県男女共同参画社会県民意識調査（平成26年届出）

【受理年月日】 平成26年12月26日

【実施機関】 茨城県知事公室女性青少年課

【目的】 本調査は、女性が輝く社会の実現に向けて、県民の意識と実態等を調査集計・分析し、その結果を広く公表することにより、県民全体の男女共同参画社会への理解と意識の醸成を図る。また、各種施策の効果的な推進とともに、平成23年度に策定した茨城県男女共同参画基本計画の計画期間が平成27年度末で終了するため、この計画改訂のための基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 茨城県男女共同参画社会県民意識調査 調査票

【備考】 今回は、調査の目的、報告を求める者、報告を求める基準となる期日又は期間、報告を求める期間の変更である。

【調査票名】 1 - 茨城県男女共同参画社会県民意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）茨城県全域 （単位）個人 （属性）県内に居住する20歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳から無作為抽出（層化二段抽出法）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4000（男女各2000） （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成27年2月1日現在 （系統）茨城県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成27年2月1日～2月14日

【調査事項】 1. 男女の地位の平等に関する意識について、2. 男女の生き方や家庭生活に関する考え、役割分担などについて、3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、4. 就業について、5. 地域活動等について、6. 様々な分野へのチャレンジについて、7. 女性の人権、ドメスティック・バイオレンス（DV（配偶者・恋人等からの暴力））について、8. 男女共同参画社会について、9. 回答者の属性